

- 太田浩三郎委員長 少し早いようですが、皆様、御苦労さまでございます。
市民福祉常任委員会に付託されました案件は、全部で3件であります。
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。
それでは、健康福祉部関係の議案審査に入ります。
初めに、認第13号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。
それでは、認第13号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 杉田源太郎委員 それでは、まず最初に、歳入のほうからお願いいたします。
310ページ、4款1項1目のところで、普通交付金と特別交付金があります。普通交付金、これはどのような、今までの保険給付費、その実績からどのように評価をされてこの金額になったのか。それと、特別交付金、これ、焼津市の実施状況は、どういう実施状況からこういうふうになったのか。これについて説明をお願いいたします。
- 鈴木利明国保年金課長 今、杉田委員からの御質疑ですけれども、4款1項1目の普通交付金と特別交付金という部分ですけれども、普通交付金としましては、これは、市が保険給付に要した費用を交付するということであり、県の国保会計により市の国保会計に対して交付されるものでございます。保険給付費に要した費用について、全額交付されるということになっております。
特別交付金につきましては、県内の市町村の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整として、個別事情に着目して財政調整を行うことであり、県の国保会計より市の国保会計に対して交付されるものでございます。中に特別調整交付金、保険者努力支援制度分、特定健診等負担金分、あと、県繰入金特別交付金分、特別調整交付金等々がございます。
以上でございます。
- 杉田源太郎委員 私も詳しくなくてすみません。今、普通交付金、市が申請すれば、申請した分だけ全部給付されるということでのいいのか。それから、今の特別交付金ですけど、各市の状況を見ながらということで、どのように焼津市が分析というか、評価されたのか、そこを分かっただらと思えますけど。
- 鈴木利明国保年金課長 普通交付金につきましては、一般被保険者の療養給付費、あと、退職被保険者の療養給付費とか、あと、支払手数料等、医療費にかかった分を県のほうから普通交付金としていただくという形になっております。
特別交付金につきましては、先ほども御説明させていただいたように、特別調整交付金とか、保険者努力支援制度分とかということになるんですけれども、保険者努力支援制度分ということになりますと、いろいろな事業がございまして、その中で実施したものを点数化させていただいて、それに基づいて交付をしていただくというような形になっております。一例として挙げさせていただきました。
以上でございます。

- 杉田源太郎委員 質疑に答えてもらっていないと思うんですけど、こういう努力に対して、得点というか、点数がつけられると言いましたけど、何点つけられてこの金額になったのかということ。
- 鈴木利明国保年金課長 今、保険者努力支援制度分等について、何点に対してというものを持ち合わせしておりませんので、申し訳ございません。
- 杉田源太郎委員 参考に昨年度、令和2年度と比べてどうだったんですか。普通交付金と特別交付金、幾らずつとなったか、教えてください。
- 鈴木利明国保年金課長 令和2年度と令和3年度に比べまして、普通交付金につきましては、令和3年度が89億8,773万7,292円に対しまして、令和2年度が86億1,050万4,025円ですので、3億7,723万3,267円の増という形になっております。決算上、そういうことになっています。
- 特別交付金につきましては、令和3年度が2億6,076万4,478円に対しまして、令和2年度は2億5,481万8,430円ということで、594万6,048円の増という形になっております。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 ということは、それだけたくさん費用がかかっていたよということになりますよね。それでいいですよ。ちょっと確認だけ。
- 鈴木利明国保年金課長 普通交付金につきましては、先ほど申しましたように療養給付費になりますので、医療費という形になりますので、令和2年度は、受診控えが非常に多かったということです。令和3年度につきましては、令和元年度に近い数値に戻ってきたという言葉は合っているかちょっとあれなんですけど、そういう形になっていますので、普通交付金については、そういうような形で増額というような形が考えられるということと考えております。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 了解しました。
- それと、関連ですけど、歳入の8款3項6目、316ページ、ここで、前年度普通交付金の精算に伴う保険給付費の償還という説明があったと思います。その内容について教えてください。
- 鈴木利明国保年金課長 保険給付費等の交付金の償還金ということだと思うんですけども、こちらにつきましては、令和2年度でいただいた分を療養給付費等について精算をした結果、償還がありましたということです。
- 杉田源太郎委員 あくまでも結果論。
- 鈴木利明国保年金課長 そうです。精算という形になりますので。
- 以上でございます。
- 杉田源太郎委員 では、続きで、歳出のほうで、1款1項1目、318ページになりますけど、資格確認の経費というのが上の段のところにあります。この内訳、それから、会計年度任用職員の人数、報酬、電算処理、いろいろ説明があったと思うんですけど、その内訳についてお願いいたします。
- 鈴木利明国保年金課長 会計年度任用職員につきましては、給付担当2人と保険担当の2人の4名という形で、資産確認経費のほうから支出をさせていただいております。これは、パートタイムの職員という形になります。

それと、資格確認経費としましては、今のパートタイムの職員と、あと主に高額療養費の通知を出したりとかの封筒代とか、あと、被保険者への保険者証の郵送代というものと、あと、国保連合会にレセプト点検等を委託しておりますので、そちらの委託料、あと、オンライン資格確認等のシステムの運営負担金というような形の経費に支出をさせていただいております。

○杉田源太郎委員 その内訳、金額の内訳。なきや、後でいいです。

○鈴木利明国保年金課長 すみません、それじゃ、内訳につきましては、資格の経費については、内訳は後ほど示させていただくということをお願いしたいと思います。

○杉田源太郎委員 同じページですけど、同じく318ページで、1款2項1目、同じですけど、滞納整理費というのがあります。これ、2項1目か。2項1目やね。

1款2項1目の課税徴収費の中の収納管理費という中に、その内訳を聞きたいんですけど、コンビニの経費は全部でどのぐらい、何件ぐらいで、幾らぐらいだったのか。それから、督促状の送付というのはどのぐらいだったのか、お願いします。

○前川英己納税促進課長 まず、督促の件数なんですけれども、督促状は、1年間分で2万393件です。コンビニ納付のほうは、3万5,406件納付がありまして、これが全体の24%ほどを占めております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 コンビニ納付の24%というのは、どのように評価されていますか。

○前川英己納税促進課長 納付方法につきましては、納付書、口座振替、コンビニ、クレジット、おおむね4つに分けられまして、そのうち口座振替がおおむね53%、2番目がコンビニとなっておりますので、コンビニというのは、24時間納められますので、大変有効な納税手段だと思っております。

以上です。

○杉田源太郎委員 その前の答弁の中で、督促状が2万393件、これもすごい量だなと思えます。これの件数というのは、例年と比べてどうなんですか。

○前川英己納税促進課長 前年度が2万329件ですので、約六十数件ほど増、ほぼ横ばいとなっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 その関連で、すぐ出てくるかどうか分からないですけど、督促状の送付先の世帯の収入というか、これは前の一般質問の中でもあったんですけど、所得200万円以下の世帯というのが圧倒的に滞納が多いということなんですけど、この2万三百何件のうちの内訳として、これは低所得世帯が圧倒的に多いということによろしいですか。

○前川英己納税促進課長 滞納されている方の所得については現在把握しておりませんが、やはり委員おっしゃったように、200万円以下の方が8割、9割と想像できます。今後、ほかの委員会でもあったんですけども、滞納されている方の所得については、電算システムで前向きに出るように検討したいと思います。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 同じところなんですけど、今度、滞納整理費というのがあるんですけど、ここでも会計年度任用職員の方が言われたと思うんですけど、先ほどの会計年度任

用職員とは別の方ということでもいいんですよね。何人で、それで、報酬が幾らなのか。

- 前川英己納税促進課長 先ほどの会計年度任用職員の方は、国保年金課で雇用されている方です。今、委員のおっしゃったところは、納税促進課の納税促進担当で3名雇用しております、事務補助2名と通訳ということで、3人でおおよそ500万円ほどとなっております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 了解です。

同じところで、その次ですけど、債権回収対策事業という形で、これは滞納整理機構への移管ということだと思うんですけど、そこへの負担金がかかったよということでしたけど、ここで、滞納整理機構のほうで処理されたものの件数と金額はどのくらいですか。

- 前川英己納税促進課長 令和3年度につきましては、一般会計と国保会計、合わせて70件移管しております。そのうち国保会計では34件、負担させていただいております。滞納整理機構での徴収額は約4,600万円、全税目でありました。そのうち国保税につきましては、おおむね2,800万円の収入がありまして、全税目の収納率は64%の収納がありました。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 この前からずっと気にはなっているんですけど、滞納整理機構に移管するということは、ずっと滞納されているところに何回か訪問されながら、市のほうからもずっと声をかけてもらっていると思うんですけど、それでもこの人の資産とか、全部調べた中で、払えるにもかかわらず払っていないという、そういう人を対象に滞納整理機構にやっていると。その判定基準というのは、そこはどうなっているんですか。滞納整理機構に移管する。

- 前川英己納税促進課長 滞納整理機構へ移管する全県的なルールはありません。焼津市としましては、滞納繰越といたしまして、1年以上滞納されていた方で、滞納額がおおむね50万円以上の方で納めがない方、または納められるのに納めない方ということで決まっております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 納められるのににもかかわらず納めていないというのは、それだけの裏づけがちゃんとあるということでもいいんですよね。

- 前川英己納税促進課長 やはり土地の状況とか、収入の状況は市でデータを持っておりますので、それらを勘案しながら検討して移管しております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 そういうことは当然だと思うんですけど、こういうところに所得200万円以下の、そういう世帯の人たちが入るということはないということでもいいんですよね。

- 前川英己納税促進課長 絶対ないとは言わないんですけども、昨年度、滞納整理機構へ70件移管したうちの約7件につきましては、機構でも執行停止といたしまして、納める力がないということで返ってきたものですから、そういう方たちについては、焼津市でも当然執行停止という処理をして、資力を回復するまでお待ちするという処理をしております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。

その次、2款1項1目、320ページ、一般被保険者療養給付、保険者の負担分、これは医療給付というふうになっていますが、この内訳についてお願いします。

○鈴木利明国保年金課長 国保年金課長ですけど、今、杉田委員がおっしゃるのは、320ページの備考欄の一般被保険者療養給付費の内訳ということですか。

○杉田源太郎委員 そうです。

○鈴木利明国保年金課長 内訳というと、一般給付費ですので、退職者以外の一般の被保険者に対する療養給付費、医療費等を払った分という形になりますけれども。

○杉田源太郎委員 保険者が負担した医療給付、保険者。

○鈴木利明国保年金課長 療養給付費については、一般の場合は、被保険者が原則、一般的には3割です。残りが公費という形で、負担を市のほうで負担しますので、7割という形です。ただ、70歳以上等になりますと2割負担の方もいますし、未就学児の方については2割負担という形になりますので、被保険者全員が3割負担というわけではございませんので、その分を除いた分がこちらのほうの療養給付費として支出をします。

○杉田源太郎委員 3割、2割、全部それは分かれて、あと残り分をちゃんと市が負担しているということ、そういう内容でいいの。

○鈴木利明国保年金課長 そういうことでございます。

○石田江利子委員 320ページの2款2項1目、一般被保険者の高額療養費の件なんですけど、これは、件数が2万1,321件ということで、報告書のほうの202ページに掲載があるんですけども、流用も少しあるようなんですけれども、不用額がちょっとあって、先ほど新型コロナウイルス感染症で受診控えというのもあったのかなという感じはするんですが、件数的には、令和3年度というのは、例年に比べると高額医療費がどんどん高くなっていると思うものですから、件数というのは増えているのか、少なくなっているのか、その辺を令和元年ぐらいから令和3年ぐらい。

○鈴木利明国保年金課長 今、石田委員のおっしゃるのは、一般被保険者高額療養費支給費の分ということで、令和3年度が2万1,321件なんですけれども、令和2年度が1万9,914件、令和元年度が2万587件という数値になっております。なものですから、令和2年度は若干落ちて、令和3年度がちょっとまた増えたという傾向が見られると思います。

以上でございます。

○石田江利子委員 了解です。

○杉田源太郎委員 ちょっと戻りますけど、1款3項1目、318ページの一番下段ですけど、運営協議会費というのがあるんですけど、この国保運営協議会は、私、ホームページのほうから見たのは、第3回という協議会の議事録を見させていただいています。これ、3回分の運営協議会費ということでもいいんですか。委員の報酬というか。

○鈴木利明国保年金課長 運営協議会費につきましては、令和3年度につきましては、実績として3回という形で、ただ、毎回、同人数が出席をしていただいたということではございませんので、欠席者も中にはいますので、人数割してもこの合計にはならないという形にはなりますけれども、3回分の国保運営協議会の委員の報酬という形になりま

す。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 第3回目の記録を読ませていただきました。当然決算のところこの内容というのが大きな意味を占めてくると思うんですけど、この中で、資産割の廃止の問題について協議されていまして。今、35市町中20くらいで資産割を廃止しているということで、市長からの提案ということで資産割廃止についての協議がされたという記録です。これは、令和9年度までに行えばいいという事務局からの答弁が書いてありますが、これはいつから始めることにしたのか。様々な今後の不透明な状況を検討し切れていないという、これはどういう意味なんですか。6ページのところです。

○鈴木利明国保年金課長 1つ目の令和9年度までということにつきましては、県の運営方針の中で、令和9年度までには資産割廃止に取り組んでいきたいと思いますということが示されておりますので、そういう時代に向かって、令和9年度までという考えでお示しをさせていただいております。

開始時期につきましては、今後、国保運営協議会のほうで答申をいただいた中で、時期を定めさせていただいて、最終年度もいつまでというものも、焼津市のところを今後示させていただいて進めていくように、現在、協議をしているところでございます。

もう一点が、不透明なところなんですけれども、先般、不透明なというのは、もう一回聞き直して、基金の部分でしょうか。

○杉田源太郎委員 事務局の答弁の中で、6ページのところですけど、先ほど説明したとおり、様々な今後の不透明な状況を検証し切れていないものですから、基金のあるべき水準というところまでは、本日、お話ができないと。

○鈴木利明国保年金課長 基金のことですね。

そちらの基金の活用等につきましては、今後の基金の活用も含めてなんですけれども、先般、須崎議員の一般質問の際にも答弁をさせていただいたんですけれども、現在、団塊の世代の高齢者への移行とか、被保険者の適用拡大、被保険者がますます減少していくという状況もありますし、保険税の収入も減少することが予測されておりますことや、国保事業の納付金の中で、激変緩和措置が令和5年度で終了するというようなものも国で示されている予定がされておりますので、今後、1人当たりの納付金が非常に増えてくるのではないかという見込みが懸念される事項とか、あと、県の運営方針等のおお、標準保険料率の一本化に向け、将来さらに保険料率の改正や応益割に係る賦課方式の改正などを行っていくこととなると思われるということで、被保険者に対する負担軽減策など、その対策についても懸念されることが非常にありますから、そういうような事態に備えて、今後基金も備えていきたいという形で、不透明というような形を表現させていただいたところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 基金の問題は後で言わせてもらいますけど、ただ、基金については、2018年度だったかな、変わったのが、県単位化というふうに進めたのが。そのときのそちらのほうの答弁の中で、基金とか、そういうものを使わなくてもいいようにしていくという、そういう答弁があったと思うんですよ。このために基金は必要だというふうに変わってきたということですか、それでいいんですね。自分の記憶だとそうなんですけど

ど、2018年、県単位化に変わっていくに当たって、基金はもう必要ないんだという、そういう趣旨の答弁があったと思うんですよ。

○鈴木利明国保年金課長 すみません、その事務局のときのお話が、今、全て把握していないものですから申し訳ないんですけども。

基金が不要、使う必要がないよというのは、今後、保険料率が統一された後には、県内統一の保険料でいくということになりますので、それに向かったときには、そういうものが不要となくなるということでお話をしていたのではないかなと思われるんですけども、今はまだ統一をされていないものですから、今後の税制改正等に基金を導入して、被保険者の負担増にならないように、負担感を軽減させる対策として、基金を保有していく必要があるのではないかとということで、現在保有しているという状況でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 その問題はまた後でやらせてもらいます。

先ほど言った税率の改正、これというのは、今年度になっているけど、まだいつになるか分からないけど、令和3年度の決算の中から、税率の改正というのはしなきゃならないねという、そういう方向で話が進んでいて、この前、一般質問の中で、同僚議員のあれにもあったと思うんだけど、11月定例会か何かで提案されるということではないんですか。令和3年度の結果を受けて。

○鈴木利明国保年金課長 先般、委員会のほうで御質疑された件については、11月定例会のほうに提出をしていきたいということで進めていく予定ですということで御答弁をさせていただいているんですけど、それにつきましては、資産割を廃止して、所得割のほうで移行していくというような形になりますので、その部分については、今後の議会で提出をしていきたいということです。令和3年度の決算の中でそれをというの、前回は御説明させていただいているように、令和3年度の3回のときに諮問をさせていただいて、答申として複数年にわたって資産割を廃止し、所得割にというような答申をいただいた内容で答弁をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 先ほども言っている第3回目の議事録、会議録を読ませていただいて、令和3年度でこういう議論がされて、それを受けて、令和4年度になっているのは当然のことなんですけど、今、答弁があった資産割を廃止、これはほぼ決定という形で進んでいくと思うんですけど、令和3年度のときにこういう方向性が出たときに、資産割廃止で影響を受ける人というのがどのくらいいるんだろうかと。会議録の中でそういう質問が出ていたんですけど、そこについては具体的なあれは書いていないんですけど、今後、そういう質問が出ているということは、令和3年度のときに影響を受ける人は大体このくらいいるだろうというのは、多分そちらで分かっていると思うんですけど、その人数はどのくらいですか。それと、額はどのくらいですか。

○鈴木利明国保年金課長 ただいまの御質疑ですけども、具体的に、現在、税率のほうで答申をいただいておりますので、決定しておりませんので、現段階での試算ができないということで、世帯状況等についても回答を控えさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

- 太田浩三郎委員長 杉田委員、決算審査とかけ離れていくものですから。
- 杉田源太郎委員 かけ離れているんじゃないかと、令和3年度の国保運営協議会の中で、こういうことがされていくだろうということを委員のほうからいろんな意見、質問が出て、それに対して、事務局のほうで、今そういうことを検討しているとか、そういうような趣旨の答弁をされていると思うんですよ。
- 太田浩三郎委員長 結論は出ていないもんね、まだ。
- 杉田源太郎委員 結論は出ていないけど、令和3年度の中で、そういうものが議論されて、これは2月ですけど、年度末に向けて、こういう方向というようなことがあって、初めて令和4年度の予算だとか、そういうのが組まれていくので、令和3年度の決算の結果を受けなきゃ次のところに進むわけじゃない。だから、ここのところでどういう方向性が出ていたのかというのを聞きたかった。全然かけ離れているわけじゃない。
- 太田浩三郎委員長 そういう方向で進んでいきますよという正式な答申が出たわけじゃないものですから、私たちにもそれが上がっているわけじゃなくて、そういう方向で進みますよと話は方向性は出ているけど。
- 杉田源太郎委員 この方向で行ったときの影響を受ける人がどのくらいで、額はどのくらいなんですかというアバウトで構わないから、こういうものが出ているんじゃないですかと言いたいです。
- 太田浩三郎委員長 出てなければ出ていませんと答えていただければ。
- 鈴木利明国保年金課長 令和3年度のときの答申内容につきましては、先般、須崎議員の一般質問のときも答弁させていただいているんですけども、資産割を使用しないこと、廃止する分については所得割より確保すること、できるだけ早い時期から開始すること、被保険者に急激な負担増とならないように緩和策を検討することと。附帯意見としては、急激な税率改正になる被保険者への影響を考慮し、複数年にわたる段階的な見直しが適当であるということ、資産割を廃止し、所得割により確保することにより保険税が増加する世帯に対して、基金の一部活用を視野に入れた負担軽減策を検討することという答申をいただきまして、それを受けまして、今年度、税率等について協議をさせていただいております。なものですから、今年度について、今、税率等が答申をいただいて、それを受けて、市の方向を決定しまして、できましたら11月定例会のほうで提出をしていきたいという形になりますので、今年度について、税率等について協議をさせていただいているところがございますので、昨年度については、そこまで協議はしていないという考え方でおります。

以上でございます。

- 太田浩三郎委員長 それはまだ、対象者とかあれば、数字的には検討しているところで、出ていないという格好でいいんですね。
- 鈴木利明国保年金課長 そういうことになります。
今のここで答弁ということは控えさせていただきたいということになります。
- 太田浩三郎委員長 いいですか。杉田委員、そういうことで。
- 杉田源太郎委員 控えさせていただきたいということはもう分かっているということですよ。

所得割が増えることによって、今でも大変な世帯がたくさんあるということです。ということは、納税者が耐えられるかどうかというのは、またさらに厳しい状況に進んでいくんだろうと思います。

次に進みますけど、県単位化が進んだけど、まだ統一の料率ではないですよ。そうなったとき、県への納付金というのは、令和3年度、約37億円ということになっていきますけど、これは令和2年度はどうだったんですか。令和2年度と比べて、この金額は増えているのか。

○鈴木利明国保年金課長 国保事業費の納付金の推移ですけれども、令和3年度が36億8,869万2,422円、令和2年度が37億2,001万6,816円、令和元年度が39億1,415万9,728円ということで、これにつきましては、納付金につきましては、県のほうで仮係数と本係数というような形を出していただいて、予算のときには、仮係数で時期的に確定できないものですから、それでやらせていただいてという形になります。

今御説明させていただいたのは、確定係数による額ということになります。以上でございます。

○杉田源太郎委員 この見方がちょっとよく分からないので、申し訳ない。

今、令和3年度は36億8,869万円でしたっけ。これは、決算書のどこを見ればいいんですかね。

これは県のホームページの資料なんですけど、今、多分お答えいただいたのは、令和3年度の納付金、焼津市が36億8,869万2,422円ですよ。これが県の資料にあったんですよ。この金額というのが、この決算書の中のどこにあるか、見つけられなかったもので、納付金額というのは、これと一致する金額は見えてこなかったものですから、お聞きしたの。

分からなかったら、また後で教えてください。いいですよ、別に。また後で教えてもらえば。どこに出ているのか、教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 今、退職分の精算分が含まれていないものですから、そこを計算させていただいて、また後ほど御説明ということでよろしいでしょうか。

○杉田源太郎委員 先ほど出た言葉ですけど、激変緩和措置、これは令和5年度までということだと思んですけど、激変緩和措置で、納付のとき緩和されながらと思んですけど、この激変緩和措置、経過については令和元年、令和2年、どうなっていますか。

○鈴木利明国保年金課長 激変緩和措置につきましては、令和3年度が合計で、退職、一般、合計させていただきますと、37億5,721万7,490円……。

すみません、申し訳ございません。桁が多過ぎました。

令和3年度が6,852万5,068円、令和2年度が4,799万4,356円、令和元年度が1億3,820万2,313円という形になっております。

○杉田源太郎委員 この金額が令和元年度は1億円を超えていて、令和2年度で4,799万円、その後、令和3年度で6,852万円になっているんですけど、この激変緩和の額というのは、どういうふうに決められるんですか。

○鈴木利明国保年金課長 激変緩和措置につきましては、国のほうから県に交付等がされまして、県のほうが、その中で県内の市町村の分を計算して、焼津市分としてこのぐらいですという形になっておるものですから、これは県のほうから報告を受けた数値とい

う形で、うちのほうでいただいているというものではございません。

○杉田源太郎委員 根拠がないんだね。

○鈴木利明国保年金課長 根拠がないというか、根拠があって計算をされているんですけども、そこは県のほうで計算されていますので、私どもでは。

○杉田源太郎委員 この根拠が今あると言ったから、じゃ、その根拠というのは、どういう根拠なのかというのは、それは知らされていないと、分からないと。

○鈴木利明国保年金課長 詳細については、今現在は把握していないので、申し訳ございません。

○杉田源太郎委員 もし分かったら教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 激変緩和措置につきましては、国の納付金の算定ガイドラインというものが示されておりまして、それに基づいて、県のほうで積算されていると。なものですから、ガイドラインが積算根拠ということになるかと思えます。

○杉田源太郎委員 それは納得しているということですね。内容は分かっているということですね。

○鈴木利明国保年金課長 そのガイドラインを見させていただいてという形です。

○杉田源太郎委員 焼津市でも内容は分かっているということ。

○太田浩三郎委員長 焼津市は分からないでしょう。

○鈴木利明国保年金課長 なものですから、そこで示されている方程式に県のほうで当てはめていただいて、焼津市分はこれですよということで、県のほうから示していただいているという形になりますので。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 ちょっとすっきりしないですけど、次です。歳出の6款1項1目、326ページ、基金の元金、あるいは利子の積立金というのが下のところにあるんですけど、今現在の基金の残高というのはどのくらいになるか。過去3年間の経緯についても少し教えてもらいたいんですけど。

○鈴木利明国保年金課長 基金の保有状況ですけども、令和3年度年度末で11億5,656万6,387円でございます。令和2年度で10億8,177万714円でございます。令和元年度で10億9,220万8,743円が年度末保有残高ということになっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 これも先ほどの国保運営協議会の会議録の中でも質問されていることだったんですけど、かなりの額の基金が残高として数年間、ずっとあります。国保運営協議会の中での質問にもあったんですけど、今後の納付金のために、納付金がどういうふうになるか、ちょっと分かりませんが、基金残高は、どれほどが適当だというふうに、令和3年度から考えているんでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 現在、残高が幾らというところは示しておりませんので、先ほど言った不透明なところがございまして、今現在のところは、この金額を保有していきたいという考えでおります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 今のが適当だと解釈しているということですか。

○鈴木利明国保年金課長 適当ですということではなくて、不透明感がありますので、今

後の被保険者への負担感と軽減策を考えていきますと、今現在、基金の保有をしていくと、今後も保有をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○杉田源太郎委員 もう一度、今の点の確認ですけど、この中でもそちらのほうで、事務局のほうで答弁されていますけど、基金は健全な運営を図るためというふうに書いてあります。健全な運営というのは、具体的に何をもちって健全というふうに解釈していますか。

○鈴木利明国保年金課長 国保の健全な運営ですので、赤字運営にならないような形、一般会計からの繰入れをしないような、今現在、赤字によりまして、一般会計の法定外繰入れをしているところも全国にありますけど、それにつきましても、県の運営方針の中で、赤字はなくそうという形で、県内のところもそれを努力してなくしていくということですので、赤字運営をなくして、なおかつ健全な運営という形で、被保険者に負担をかけないような形を取っていくとかというような形も含めて、健全な運営という考え方でいきます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 次に行きます。

歳出の8款1項1目、328ページ、この中で、一般被保険者、保険税の還付金とあつて、社会保険加入等で国保を脱退した人への還付金というふうに説明があったと思います。ここの中で、内訳として、60歳以下が何人ぐらいいるのか。国保を脱退する理由というのが、仕事で社会保険のほうに入れたとか、そういうのがあつて、今、新型コロナウイルス感染症で仕事を失っちゃった。その方、一回国保に入ったけど、また新しい仕事を見つけることができ、また社会保険にとりか、そういう人が、60歳以下ばかりじゃないと思うんですけど、そういうことで、60歳以下では大体何人ぐらいいますか。

○鈴木利明国保年金課長 国保税につきましては、後期高齢者と違ひまして、世帯で国保税が幾らというような形で賦課させていただいておりますので、60歳以下の方とかというのは把握しておりませんので、申し訳ございません。

○杉田源太郎委員 令和3年度の決算を受けたとき、まだかなりの余裕があるなという感じはしたんですけど、今年の4月から、令和4年度から未就学児負担、半額ですか。そういうのがなっておりますけど、こういうのは、令和3年度の決算を受けて、こういう方向が出て、そういう方針が出たと、そういうことでいいですか。

○鈴木利明国保年金課長 未就学児の軽減策につきましては、国のほうから、6歳就学する前の未就学児、子育て家庭をという形で、全国一律にされたものですから、焼津市で令和3年度の決算を受けてというわけではございません。国の方針のほうで、未就学児については、均等割について2分の1軽減するという方針がなされて、市長会等を通して、今後も拡充に向けて、国のほうに伝えていきたいというような形で答弁をさせていただいておりますので、焼津市がというものではございません。以上でございます。

○杉田源太郎委員 国の方針というのは、いつ出たんでしょうか。確認できたら、すみません。

○鈴木利明国保年金課長 すみません、後ほど、いつ施行したかというものを御報告させていただきます。申し訳ございません。

○杉田源太郎委員　そういう国の方針が出たもので、それをやったということというのは今分かりましたけど、先ほど一般会計からの法定外繰入れというのを言われたと思うんですけど、これは市独自の負担なのか、あるいは国保会計なのか、市独自の負担なのか、国保会計からなのか、一般会計からなのか。これで、もし一般会計からというふうになると、これは法定外。

○鈴木利明国保年金課長　一般会計からの繰入金という形になりまして……。

○渋谷英彦委員　委員長、ちょっといいですか。

杉田委員、今質疑しているのは、法定外繰入れということで、焼津市の場合にはないわけだけど、だから、そういった質疑をして、それは基本的に決算の審査に必要なのかどうなのかということをしっかりやってもらわないと、要は、法定外繰入れなんか焼津市はやっていないよ。だから、そんなものは聞いたってしょうがないじゃないかと俺は思っているんですけどね。だから、そのところをしっかりと踏まえて質疑してもらいたい。

○杉田源太郎委員　それがどうなのかという確認をただけだよ。

○渋谷英彦委員　だから、あくまでも我々はこれを審査しているわけだから、よろしくお願いします。

○鈴木利明国保年金課長　先ほど杉田委員から、未就学児の均等割の制度について、いつからかということで、後ほどということでお答えをさせていただいたんですけども、政府におきましては、令和3年6月11日、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法が公布されたと。それに基づいて、令和4年度から未就学児の均等割軽減策が取られるということになります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員　了解しました。

先ほど答弁の中にあつた、保険者努力支援制度ということがあつたと思うんですよ。これは、県からの評価、そういう指標があると思うんですけど、令和3年度というのは、この評価というのは得点で、数字で何か示されると聞いているんだけど、これは令和3年度はどういう得点だったんですか。

○鈴木利明国保年金課長　そちらの数値については、現在、持ち合わせておりませんので、後ほどこういうような事業でという形のをまた示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○太田浩三郎委員長　ほかにはどうでしょうか。ほかの委員、よろしいですか。

○鈴木利明国保年金課長　1点、訂正というか、追加をさせていただきます。

先ほど国保運営協議会の経費につきまして、国保運営協議会、開催3回という形で、その報酬ですよということでお話をさせていただいたんですけども、昨年度、毎年そうなんですけれども、国保運営協議会の委員さんに研修会に御参加をさせていただいているということもございまして、1回分の報酬も含まれておりますので、追加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○太田浩三郎委員長　ほかにはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長　なしの声がありましたので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

- 杉田源太郎委員 今、ずっとお聞きする中で、例年言っていることなんですけど、令和3年度の決算を見ても、先ほど令和4年度から未就学児どうのこうのと。これはずっとほかの市町でもやられていることでした。そういうところも踏まえて、焼津市でもこれはいつでもできた、そういう状況にあったんじゃないかなというふうに思います。令和3年度でも基金、こういうものの額がまた増えている。そういうことから、こういうところだけじゃないですけど、滞納者がどんどん増えている。どんどん人数が減っている、そういう中で、またさらに資産割がなくなって、所得割が増えていく。そういう中で、もっともっと令和3年度の中で低所得者世帯、あるいは均等割で人数が増えれば増えるほど、どんどん税金が上がっていっちゃう。これは根本的なことなので、焼津市がどうこうというのはあれじゃないかもしれないけど、そこに向けての焼津市独自の支援というのがあるべきだった、そういうふうに思います。

以上、反対の立場から討論いたします。

- 太田浩三郎委員長 そのほか、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第13号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 太田浩三郎委員長 挙手多数であります。よって、認第13号は、認定すべきものと決しました。

暫時休憩といたします。再開は14時15分からとします。

休憩(14:02~14:12)

- 太田浩三郎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第16号「令和3年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、認第16号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

- 杉田源太郎委員 3款2項5目……。

- 太田浩三郎委員長 ページは何ページですか。

- 杉田源太郎委員 343ページ。上から2段目のところですけど、介護保険保険者努力支援交付金というのがありますが、歳入ですけど。介護予防、健康づくり等の取組に対する交付金と、そういう説明があります。たくさんいろんなことをやられると思うんですけど、それはどのように評価されてこの金額になったのか、説明をお願いします。

- 萩原雅顕介護保険課長 こちらにつきましては、どのようなことをやっているかに対しまして点数によって評価されて、それがこの金額のほうに反映してくるような仕組みになっております。

- 杉田源太郎委員 その内訳を教えてください。

内訳というか、この項目についてこう評価されて、これが何点でした。全体、そういうのが幾つかあって、その全体で何点になってこの金額になりましたという、そういう。

○太田浩三郎委員長 この金額の内訳でいいわけですね。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 保険者努力支援交付金につきましては、重点項目が介護予防と健康づくりに資する事業に対して交付されるものでありまして、主な評価項目としましては、保健者機能強化の体制の構築、それから介護支援専門員、地域包括支援センター、地域ケア会議、在宅医療介護連携、認知症の総合支援など、要介護状態にならないように維持する、改善の部分が主な評価項目となっております。

先ほど、杉田委員のほうから質疑がありました、何が何点でというのは、大変細かい指標になっておりまして、ここで1つずつというのは少し難しいので。

○太田浩三郎委員長 分かりました。いいね。じゃ、杉田委員。

○杉田源太郎委員 自分の知っているのは、ほんのちょっとしか知らないんだけど、いろんな介護予防に、要介護にならないよなということで、地域でころばん体操だとか、そういうものだとか、それもちょうと自分もやらせてもらったこともあるんだけど、そういうものは幾つもとたくさん事業が多分あるんだろうなというふうに思うんですけど、それだけやって何点というのは分からないんだけど、全体の評価の中で何点マックスなのか分からないけど、その中でこのくらい評価されたんだよ、どういうふうに評価されたのかというのがね、これ、高い評価でこの金額になったのか、普通の評価でこのくらいなのかという、そういうレベル的にどんなようなものなのかというのを知りたいなと思ったんです。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 令和3年度につきましては、県内で3位ということです。

以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。高い評価を、県内では頑張っているよという、そういうことなんですよ。また頑張ってください。

次ですけど、歳出の3款3項7目、363ページで、概要報告書で216ページというところですよ。

概要報告の216ページのところに詳しく書いてあるんですけど、認知症の総合支援事業というところで、認知症のあんしんガイド、こういうものを作成したよ、それから認知症総合支援事業費として、認知症の理解を含め、医療や生活支援等、包括的に実施した認知症、高齢者等に優しい地域をつくるために要した経費ということでもあります。この内訳をお願いいたします。

大ざっぱでいいです。あんしんガイド作成費で幾らとか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 概要で言っていていいですね。何に使ったかというのが分かればいいですね。

○杉田源太郎委員 金額の高いので上位3つぐらいでいい。

○太田浩三郎委員長 金額の内訳で結構ですから。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 認知症総合支援事業費の支出の主なものでございますが、こちらが物忘れ相談一次スクリーニングの検査に係る委託費ですとか、あとは……。

○杉田源太郎委員 委託費で幾ら。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 委託料がおよそ760万円で、あとは会計年度任用職員の雇用に係るものがおよそ300万円ほどであります。あとは、認知症のあんしんガイドを発行するのにかかった経費のほうが主なものでございます。
- 杉田源太郎委員 あんしんガイドの作成が大体残りぐらいだということでもいい。あと300万円かそこらなので、いいです。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 それ、需用費の中ですけど、需用費が100万円くらいです。
- 以上です。
- 太田浩三郎委員長 それでよろしいですか。
- 杉田源太郎委員 すみません、内容が分からないので、スクリーニングという委託費ということで760万円ということだったんですけど、スクリーニングという事業の内容というのは、具体的にどんなことですか。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 生活機能チェックというものがございまして、その中に含まれる認知症の判断に係るものを物忘れ相談一次スクリーニングというふうに呼んでおりますので。
- 杉田源太郎委員 了解です。
- 歳出の4款1項1目、365ページ。
- この中で、保健福祉事業費の中の高齢者保健福祉用具の給付等事業費、これ、加齢により聴力が低下した、社会参加を促進するために補聴器の購入助成に要した経費という説明があったと思います。補聴器、これを申請された人、何人いますか。
- また、補聴器というのは、値段がすごい上から下まで随分差があると思うんですけど、ここに補助するというのは一定額だとは思いますが、何件ぐらいあって、多分その人が物すごく高い何十万円もするようなものを買ったかもしれないけど、そういうもので高いものを買った人というのがありますか。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 補助をした人数は44名でございます。その内訳というか、買ったものの値段ですが、価格帯につきましては、片方で10万円、20万円台が44名のうち32名ということで、ほとんどがここに含まれております。マックス値は必要ですか。
- 杉田源太郎委員 1人限度額というのがあると思うんですけど、そこはないの。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 1回につき3万円を上限としております。
- 杉田源太郎委員 3万円を限度ね。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 はい。
- 杉田源太郎委員 最高で。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 最高で、両耳。片方の方もいらっしゃるんですけど、両方で最高で102万円で購入をされた方がいらっしゃいます。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 44人いたんだということで、その中でも高いものを買わざるを得ないという、そういう方がいたと思うんですけど、44人という人数というのは、当局として、これは予想を上回ったのかなとか、あるいは想定される範囲だなとか、どんな評価をされていますか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 この事業が初年度でして、丸々1年申込みの期間は取れたわけではないものですから、計画期間中、ちょっと様子を見つつ、多いのか少ないのかというのはまた判断をさせてもらいたいと思っております。

以上です。

○杉田源太郎委員 今後も周知を進めていただきたいなと思います。

終わります。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

○増井好典委員 私のほうから3款2項1目、決算書のほうは361ページ、概要報告のほうは214ページになります。

地域介護予防活動支援事業費の内容の件ですが、こちらのほう、コロナ禍の中で大変な事業だったんじゃないかなと思います。そういった中で、居場所、この立ち上げの支援といったところがこの中身になると思いますが、実際に立ち上げができた居場所、この辺の件数とその地域を教えていただければと思います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 令和3年度の居場所の総数は34か所で、令和3年度に新たに居場所ができた数は3か所です。

地区としましては、東益津地区、港地区、それから和田地区の3地区でございます。

以上です。

○増井好典委員 分かりました。かなり状況的に厳しい中で、3か所、よくできたなというふうに思います。

引き続きいいですか。

○太田浩三郎委員長 お願いいたします。

○増井好典委員 引き続き、同じ3款2項1目、決算書のほうは今と同じ361ページ、報告書のほうは214ページ。今の質疑の下の部分です。

介護予防把握事業費、こちらのもろもろの状態の高齢者を把握したというふうになります。数値的なものを教えていただきたいんですが、かなり細かい数字になると思いますので、また資料のほうは、これは後ほど送付していただければというふうに思いますけど、その辺は可能ですかね、公表していただくことは。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 件数でしょうか。

○太田浩三郎委員長 件数だね。

○増井好典委員 件数とか、人数とか、そんな感じですけど。

○太田浩三郎委員長 後ほど資料をいただけますか。いいですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 はい。

○増井好典委員 了解しました。お願いします。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

○石田江利子委員 決算書の今と同じページ、361ページの3款3項2目の権利擁護事業費ですね。4,800万円、これ、委託料で、報告書のほうが214ページなんですけれども、地域包括支援センターのほうに委託している事業かと思うんですけれども、早期発見及び防止に努めたという、どのような体制で早期発見と防止に努めたのか、まずお伺いしたいのと、あと、報告というのはどのくらいのケースで市のほうに情報の提供があるのか、情報の共有はどのようなものでされているのか、その辺りをお伺いしたいです。大

ざっぱで構いませんよ。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 この権利擁護事業につきましては、虐待の関係と、あとは成年後見支援制度の紹介ということで、制度の利用を進めておる事業になりますけれども、虐待につきましては、通報がございますと、初動の対応を地域包括支援センターが行いまして、それを市と連携して緊急性を諮るコアメンバー会議というのを行いまして、緊急性がある場合は、介護事業所のショート、短期入所のところを使うなどして保護をするということをしています。

成年後見支援のほうにつきましては、相談件数が387件ということで、大分増えてきております。

この2つが主なものであります。

- 石田江利子委員 4,800万円、委託でもうお任せの状態ですと、委託料を払っているわけですがけれども、その内容が分からないというか、それ、十分に本当に見合った金額の内容のことをやってくれているのかというのをやっぱり市としても把握していきやいけないと思うんですね。その辺がちゃんとこちらで分かっているということが大前提で、今の質疑をさせていただいたということと、あと、今の話の中で虐待のやつが通報だってお話だったんですけれども、例えば施設なんかで、施設の中でそういった虐待がある場合もあったりするんですけど、そういうのはまた違うところから経費が出ているんですか。これはあくまでも地域包括ケアなので、一般のお宅での通報とか、本人の通報ということに限られているんですか。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 施設での虐待の場合は、指定を出しているところが県だったりすることがありますので、その場合には、県と一緒に虐待の事実を確認するための調査に入ります。
- 石田江利子委員 それはこの地域包括支援センターと県とということによろしいですね。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 市が入ります。
- 石田江利子委員 市ですね。
- 杉田源太郎委員 関連で確認したいんですけど、今言った地域包括支援センターでいろいろやっていただいていること、成年後見支援制度、そういうものでやってもらっているところ、この4,800万円の内訳の主なのがその2つという答弁だったと思うんですけど、そこにどういうふうに配分をさせているんですか。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 この使い道は人件費ですので、主に専門職員を何人張りつけるかというところで金額を決めております。
- 杉田源太郎委員 ここに何人、ここに何人、合計でこの4,800万円になりますということと言えないか。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 これには4か所分がまとめた金額になっております。1か所は1,200万円ということで、4か所分で4,800万円となります。
- 杉田源太郎委員 1か所に1,200万円。そのくくりで4か所。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 1,200万円の内訳については、権利擁護は幾らとか、虐待が幾らとかということではなく、この業務をやったださることに対しての……。
- 杉田源太郎委員 人件費。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 委託料になっております。

○杉田源太郎委員 1か所で1,200万円ということで、その1か所にそこで働いてもらっている人、その人数が同じでこうなっていますよという、そういうことでいいんですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 権利擁護事業にかかる配置の人数については同じであります。

○杉田源太郎委員 1か所何人ですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 詳細については資料がございませんので、分かる範囲で後日回答させていただきたいと思います。

○太田浩三郎委員長 ほかの委員はどうでしょうか。何かありますか。

○藁科寧之副委員長 それでは、私のほうから3款3項4目。

○太田浩三郎委員長 ページは。

○藁科寧之副委員長 決算書が363ページ、報告書のほうが215ページです。

任意事業費についてお伺いいたします。

任意事業費のイの在宅高齢者の食事サービスという事業につきましてお伺いするわけなんです、この事業の委託形式はどんな形で取られているのか、お伺いをしたいと思います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 在宅高齢者食事サービス事業でよろしいでしょうか。

○藁科寧之副委員長 はい。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 こちらにつきましては、お弁当代の一部を補助するよなものになっております。扶助費で賄っております。

以上です。

○藁科寧之副委員長 在宅の高齢者が一人暮らしだものですから、こうして事業をやっていただいて、その人と対面する人はそういう食事を運んでいただけの方にあると、そのように報告をいただいているわけなんです、3日に1回ぐらいは、回数からいくと、そういうサービスに皆さんが行かれるというか、接しているのかなと思うんですけど、そこで私が思ったのは、一人暮らしの人が人と会うことは、非常に少ない。そういうところでお弁当を手渡しで渡していただくとか、そういうときのしっかりした情報を。

せっかくやっていただく事業だものですから、お年寄りの方、在宅の方、そういう人たちの健康の状況も把握しながら事業を膨らめていただけたらいいかなという思いがありましてお聞きしたわけなんです、事業者の方の状況がどうなのかなというところでお伺いしたかったです。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 今、委員のおっしゃったとおり、業者にはお弁当を手渡しするのを原則としておまして、安否確認も兼ねて、本人さんがお弁当を取りに出てこないとか、食べていないということであれば、連絡をいただいて、こちらで無事でいらっしゃるかどうかを確認させていただいております。

○藁科寧之副委員長 配達に行っていただけの方が入れ替わりでなくて、常時そういう職員の方が常に接していただいているような体制をこれからより深めていっていただいて、在宅の一人暮らしの方との接点を少しでも持って深めていっていただければなということをお思います。そんなふうに願っています。

以上です。

○太田浩三郎委員長 ほかにはいいでしょうか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 なしの声がありましたので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を終わります。

これより採決いたします。

認第16号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員であります。よって、認第16号は、認定すべきものと決しました。

当局職員の入替えがありますので、入替えが終わり次第、再開ということによりまして、よろしくお願いいたします。

休憩(14:47~14:54)

○太田浩三郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第17号「令和3年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、認第17号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○杉田源太郎委員 これ、よく分からなくて申し訳ないです。後期高齢者医療保険料。

○太田浩三郎委員長 ページ数から言ってください。

○杉田源太郎委員 ごめんなさい。370ページの歳入の1款1項2目なんですけど、2節の滞納繰越分というふうにあるんですけど、後期高齢者医療保険の保険料というのは、引き落としだというふうにイメージとしてあったんですけど、この中で滞納というのは、具体的にどういう人が滞納なんですか。

○鈴木利明国保年金課長 後期高齢者医療保険の保険料につきましては、年金からの特別徴収とそれ以外の普通徴収というものもございまして……。

○杉田源太郎委員 普通徴収ですか。それはどういうこと。

○鈴木利明国保年金課長 年金からの天引きでない方、口座振替、または銀行等への直接納付という形の普通徴収という形のものもございまして。

特別徴収につきましては、条件がありまして、それをクリアしていないと年金からは引けないという形になっていきますので、そういう以外の方については普通徴収というような形になりますけれども。

○杉田源太郎委員 ちょっと分からなくて申し訳ないですけど、引けないということは、年金から引くだけの、年金がそれだけ金額が少ないもので引けないよという、そういうこと。

○鈴木利明国保年金課長 年金から引く場合は、条件がありまして、後期高齢者医療保険の保険料と介護保険料を足して、年金の2分の1以上になりますと、年金の生活費のほ

うが困窮になっちゃいますので、そういう場合は特別徴収からは引けませんということで、普通徴収でという形で、基本なっています。

○杉田源太郎委員 ということは、年金が半額で生活そのものが成り立たなくなるという判断をした人が滞納ということになると、この滞納はどこまで行ってもずっと取れない、納入できないのかなと思うんですけど。

○鈴木利明国保年金課長 納付ができない場合は、納税相談をさせていただきまして、分納計画等を出していただきまして、一気に納められない場合は、それを分割で、また、納付計画というような形を出していただいて納付という形になっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 滞納繰越分という形で300万円以上ですか。収入未済額というところで1,000万円以上あるんですね。収入未済額ということは、昨年度に入金できなかったという人ですね。ということは、このまま今後も多分続くという可能性が、今までの経過からするとこれがずっと続いているんじゃないかなと。

その隣の不納欠損額のところにこうやってずっとこっちに越されていて、また不納欠損額のこれだけ今回金額があったと。また来年度この中から払えないとか、これだけからと、これがずっと続いているんじゃないかなと思ったんですけど。結果としてはどうですか。

○渋谷英彦委員 質疑していいかな、この件に関しても追加質疑というか、その内容の後で。

○太田浩三郎委員長 どうぞ。

○渋谷英彦委員 この収納率は、特別徴収分としては100%で、普通徴収分としては98.39%あるということになっているかと思えます。それで、滞納の部分ですけれども、滞納の部分というのは、例えば医療機関が不正請求というか、医者に言わせれば間違えて請求ということになりますけれども、そういったようなものが徴収として残っているというのが滞納額の繰越分になっているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○鈴木利明国保年金課長 答弁、前後になって申し訳ないですけど、今、渋谷委員が言われる不正請求の件なのかなと思うんですけども、医療機関の請求を受けて支払い行為は、静岡県後期高齢者の医療広域連合で行っておりますので、医療費通知等で被保険者からの疑義情報があった場合は、一応情報は出すんですけども、そこが不正があったかというのは、うちのほうでは把握しておりませんので、その分がこの滞納の中に入っているということになると、それはないのではないかなと思うんですけども。これは保険給付の話なので、医療費とは違うので、保険料として支払っているものになりますので。

○渋谷英彦委員 ああ、そうか。これは医療費じゃないな。これじゃないな。違った、勘違いだ。すみません。余分なことを言っちゃって。

○鈴木利明国保年金課長 毎回、滞納者については、同じような方がなることも考えられるんですけども、後期高齢者医療につきましては、保険料の5割の公費、残りの5割のうちの5分の4が若い世代、後期高齢者でない方が負担していただいて、残りの1割部分を後期高齢者の方が保険料を負担していただくというような制度で、軽減策は取られておりますので、その中で納めていただくというような形になります。

だものですから、低所得者になりましたら、なおかつ均等割の軽減策、7割、5割、2割の軽減策というものも取られておりますので、その方々については、そういうような軽減策で対策は取られているということになります。

ただ、同じような方がなっているということも考えはできるんですけども、どなたかという、そこまでは把握しておりませんけれども。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 気になるのは、生活できないくらい为天引きをしちゃうと、生活できないくらいの金額しか残らないという人を考えると、生活保護費なんか、生活扶助費が例えば一人世帯だと、生活扶助費が月6万円だったか、6万7,000円だか6万円幾らかだったと思うんですよ。そういうところにもとても追いつかないようなこととなると、そういう滞納者に対して、この人は例えば生活保護を申請したほうがいいんじゃないかとか、そういうアドバイスとか、そういうこともされているということでもいいですか。

○鈴木利明国保年金課長 相談の中で、後期高齢者医療保険の保険料の場合、所得がゼロであれば、所得割と均等割だけなので、所得がゼロになれば、所得割分については、税率は掛けてもゼロなので、あとは残りの均等割。それで均等割について、所得に応じて7割、5割、2割なので、一番低い人で年間1万2,750円の均等割がかかるかなというところになりますので、それを8回以内で納めていただくという形になりますし、先ほど委員の言われる生活が困窮されているのでということで、うちのほうから生活保護の申請をどうですかというのは、その方の生活状況も把握ができておりませんので、そこまでは御説明しないんですけども、もし聞かれるのであれば、生活保護の地域福祉課のほうを御紹介させていただくことはあるかと思うんですけども、事前にうちのほうから生活保護を受けたらどうですかというのは、やはり御家庭の事情もありますので、そこを御説明するというのはどうなのかなというところもございまして。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 本人が生活保護、そういうものを受けるのをすごく拒む人がいます。いるけど、今、生活実態が分からないからそういうところのアドバイスはここではしませんよじゃなくて、市民を守っていくという立場からしたときに、もし生活的に困っているのであれば、そちらのほうにも相談に行ってください、そのくらいの声かけはしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○鈴木利明国保年金課長 御自身のほうからこういう状況ですよということで御相談があれば、うちのほうも地域福祉課の保護担当のほうを御紹介はさせていただきます。ただ、うちのほうから生活保護を受けたらどうですかというのは、なかなか御家庭の事情もございまして、そこをうちのほうから率先して言うというのは、いかがなのかなというのもございまして、先ほど御説明させていただいたように、所得がゼロであれば、それに対しての所得割についてはかかってこないものですから、軽減策はこうですよという御説明をさせていただいて、それでも納めが厳しいよということであれば、納税相談という形で分納計画等の御相談に応じさせていただいているということになりますけれども。

以上でございます。

○太田浩三郎委員長 よろしいですか。

○杉田源太郎委員 分かるんですよ、立場としてそういう生活保護を受けたらどうですかという立場じゃないというね。本人もそうなのかもしれないけど、自分のところで相談があった人も、数年間ずっと滞納滞納で1期だけ払ったとか、そういうのがあって、税金を払っていないことに対して物すごく自分の問題だということになっちゃって、なかなか市のほうの窓口で相談することすらできない。どこに相談していいかも分からないというようなね。そういうのがあるもので、ここの窓口かどうか、後期高齢者医療保険のことじゃないかもしれないけど、どこの窓口でもそういう人がいたときに、そういう相談窓口がありますよというような、そういうことは自分のところの担当じゃないということでもやるんじゃないかと、そういうことはないよね。そういうこともできるような、地域福祉として、これはちゃんとできていくようにしたほうがいいんじゃないかなと、そうやっているんですよという確認です。

○鈴木利明国保年金課長 窓口でそういうような御相談があれば、うちのほうも地域福祉課のほうを御紹介はさせていただいています。先ほど言った、うちのほうで説明を拒んでいるわけじゃなくて、御家庭の事情があるものですから、そこまで踏み込んで市のほうでどうですか、生活が大変だったなら、こちらのほう、どうでしょうかというのも、先ほどの杉田委員のおっしゃるように、その人の考え方、生活の状況、家族構成等々もありますので、そこまではなかなか市のほうから率先して言うというのは難しいのかなと。だものですから、相談の中でそういうようなところを御紹介するということはございます。

以上でございます。

○太田浩三郎委員長 一応相談窓口はありますので、その辺を上手に使ってもらおうという格好になるのかなと思いますので、いいですか、それで。

ほかには、委員、どうですか。何か質疑ありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 ほかにないようでございますので、質疑、意見を打ち切ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第17号について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、認第17号は、認定すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部の議案審査については終了いたします。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

閉会 (15:10)